

「総合事業」で介護予防が変わります

1 利用できるサービスの種類が増えます

サービス事業

対象：要支援1・2の方、基本チェックリスト（③参照）で事業対象に該当した方



ご本人の状態や、地域のサービス提供状況により、ケアマネジャーと最適なケアプランを作成します

これまで全国一律で提供していた介護予防給付のうち訪問介護サービス・通所介護サービスを、4月からは、町田市の事業として提供することになりました。従来と同様のサービスに加え、市独自の新しいサービスを提供します。

サービス事業の種類とサービス提供者

サービス内容等詳細は、2面右下のパンフレットをご覧ください。高齢者支援センターへお問い合わせ下さい。

訪問型（ホームヘルプサービス）	
	国基準型：訪問介護事業者（従来と同様）
New	市基準型：訪問介護事業者（まちいきヘルパー※を含む）
New	短期集中型：各種事業者（リハビリテーション専門職）
通所型（デイサービス）	
	国基準型：通所介護事業者（従来と同様）
New	市基準型：通所介護事業者
New	地域活動団体型：住民主体の団体 1面で紹介した、コミュニティフレンドの活動です。現在、地域で活動する団体を募集中！詳細は2面下をご覧ください。
New	短期集中型：各種スポーツ事業者 1面で紹介した、下畝さんが体験したサービスです。

※まちいきヘルパー…町田市で実施している養成研修を修了したヘルパー

2 身近なところで介護予防活動に取り組めます

一般介護予防事業

対象：健康づくりに取り組みたいすべての方

一般介護予防事業では、身近な場所で健康づくりや介護予防に取り組むことで、元気な状態を維持できるよう支援します。その活動の一つ「町トレ」を紹介します。

町トレ ～ 町田を元気にするトレーニング

体力に自信がある方から、自信がない方まで、どなたでも取り組めるトレーニングです。30分で「ストレッチ」と「筋力トレーニング」を行います。毎週続けて行うことで確実に体力が付きます。



グループを作り、近所の人を誘いあってみんなで健康づくりに取り組んでいます。

3 要支援認定の更新時に、手続きの一部を簡略化することができます

要支援認定を受けている方は、従来の更新手続き（介護認定申請）を行うか、手続きを簡略化できる「基本チェックリスト」を実施して対象者判定を行うかを選択できます。

「基本チェックリスト」の実施対象となるのは、ホームヘルプサービスまたはデイサービスのみを利用する方です。※「基本チェックリスト」とは、身体の状態等を確認するための25項目の質問表のことです。

※訪問看護や福祉用具貸与などの介護予防給付を利用する予定の方は、介護認定申請が必要です。

パンフレット

詳細はこちら

町田市介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

パンフレット「町田市介護予防・日常生活支援総合事業のご案内」を作成しました。総合事業を利用するための手続きなどを掲載しています。各高齢者支援センターと高齢者福祉課（市庁舎1階）の窓口で配布しています。

☎高齢者福祉課 ☎724・2146

市HP 総合事業のご案内 検索



住民主体の地域活動団体型サービスの募集及び説明会

支援が必要な方へ介護予防に取り組める場を提供するサービスの担い手となる団体を募集します。

- 対象 地域住民中心のグループ、NPO法人等
- 活動例 体操、食事会、参加者同士の交流、趣味の集まり等

○サービスの利用者 要支援認定を受けている方、サービス事業対象者を中心に一般の高齢者や子どもの参加も可

- 提供回数 月2回以上
- ※各基準や補助内容等の詳細はお問い合わせ下さい。

【説明会を開催します】

- 対象 地域活動団体型サービスの担い手となる団体
- 日時 ①2月10日(金)午後2時～4時 ②2月13日(月)午前10時～正午(両日とも同一内容)
- 場所 市民協働おうえんルーム(市庁舎2階)
- 定員 各50人(申し込み順)

- 申し込み 町田市ホームページで事業の内容を確認のうえ、①2月9日まで②2月10日までに、直接または電話で各高齢者支援センターの「生活支援コーディネーター」へ。
- ☎各基準や補助内容等については各高齢者支援センター、事業全般については町田市高齢者福祉課 ☎724・2146